

美祢市地域公共交通計画の概要

1. 経緯

令和5年3月31日作成

令和5年3月31日公表

令和6年3月11日改訂

令和6年6月21日改訂（変更箇所は赤字）

2. 美祢市地域公共交通計画の区域

美祢市全域

3. 美祢市地域公共交通計画に関する基本方針

基本理念	「幸せを感じるまち」の礎となる地域公共交通の展開
基本方針1	「誰も一人にさせないまち」の創造
基本方針2	未来につながる公共交通の形成
基本方針3	地域との共創共栄を目指した公共交通の構築

4. 美祢市地域公共交通計画の目標

- 基本方針1 「誰も一人にさせないまち」の創造
 - みんながおでかけしやすい公共交通を構築する
 - 観光でも便利な公共交通を構築する
- 基本方針2 未来につながる公共交通の形成
 - 未来をささえる次世代が安心して通学できる環境をととのえる
 - 健康増進を促す公共交通環境をととのえる
- 基本方針3 地域との共創共栄を目指した公共交通の構築
 - みんなが利用しやすい環境をととのえる
 - 市の玄関口である駅を活用した利用促進を実施する
 - 関係者と連携した利用促進により、新規需要を創出する

5. 主な事業の概要及び実施主体

- 広域幹線の維持改善（路線バス事業者、美祢市）
- ジオタクの運行区域の拡大（300m制度の廃止）（美祢市内タクシー事業者、美祢市）
- あんもないと号杉谷線のジオタクへの転換（(同)なないろケア、美祢市）
- あんもないと号上宗済線の運行形態の変更（美祢市、美祢構内タクシー(株)）
- あんもないと号堀越・根越線の運行形態の変更（美祢市、美祢第一交通(有)）
- 市内主要幹線の充実（温水プール・美祢青嶺高校への乗り入れ等）（船木鉄道(株)）

- (7) 美祢地域西部の均一運賃制度の導入（サンデン交通(株)、ブルーライン交通(株)）
- (8) 都市拠点における移動手段の確保（ブルーライン交通）

6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

- (1) みんながおでかけしやすい公共交通を継続して運行する
 - ・公共交通 1日当たりの利用者数（R6.6ジオバス目標値変更）
 - ・民間路線バスの収支改善率
 - ・公共交通の行政負担
 - ・ジオタクの稼働率
- (2) 観光でも便利につかえる公共交通を構築する
 - ・秋芳洞バスターミナルの乗降者数
- (3) 未来をささえる世代が安心して通学できる環境をととのえる
 - ・美祢市内の高校へ公共交通で通学している学生数の割合
 - ・高校生の通学環境に対する満足度
- (4) 新たに導入する制度の参加者数を増やす
 - ・高齢者外出支援事業の1日当たりの利用者数（R6.6評価指標変更）
- (5) みんなが利用しやすい環境をととのえる
 - ・検索プラットフォームのアクセス数
- (6) 市の玄関口である駅を活用した利用促進
 - ・市内各駅の1日あたりの利用者数
- (7) 関係者と連携した利用促進により、新規需要を創出する
 - ・沿線施設や行政施策・事業と連携した利用促進の事例数

7. 計画期間

令和5年度～令和9年度（5年間）

8. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立年月日：平成20年8月12日、名称：美祢市地域公共交通協議会、
構成員：別添）

9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

美祢市地域公共交通協議会

令和4年10月26日 美祢市地域公共交通計画素案 承認

令和5年 1月11日 美祢市地域公共交通計画案 承認

令和5年 3月17日 美祢市地域公共交通計画最終案 承認

令和6年 1月11日 美祢市地域公共交通計画の変更案 承認

令和6年 6月21日 美祢市地域公共交通計画の変更案 承認

10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

- (1) 市内全域の民生委員に対し、令和4年7月にアンケート調査を実施した。
- (2) 交通事業者に対し令和4年7月から令和5年2月まで2～3回にわたってヒアリング調査を行った。
- (3) 国や県、関係市に対し令和4年7月から令和5年3月まで計画内容の調整を行った。
- (4) パブリックコメントを令和5年1月23日から令和5年2月21日まで行い、3件の意見が寄せられた。
- (5) 美祢市地域公共交通計画の変更内容（路線再編）について、令和5年5月から12月にわたって沿線住民に対し住民説明会を3回実施した。

11. その他 ※国の補助金との連動化に関する修正による追記

- (1) 路線バスについては地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）を活用し、持続可能な運行を行う。（R6.6 市内主要幹線“あんもないと号”の幹線補助に関する記載削除）
- (2) 乗合タクシー（ジオタク）及び自家用有償旅客運送（ジオバス）については、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）を活用する。（R6.6 ジオバスのフィーダー系統適用明記）
- (3) 自家用有償旅客運送（ジオバス）の車両購入のため、車両減価償却補助金を活用する。
- (4) 美祢市地域公共交通計画のアクションプランである美祢市地域公共交通利便増進実施計画の策定のため、地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業）を活用する。
- (5) 路線再編に伴う、乗合タクシー（ジオタク）及び自家用有償旅客運送（ジオバス）等の運行準備や美祢市公共交通ガイドの作成について、地域公共交通利便増進事業（利便増進計画推進事業）を活用する。